

業 務 説 明 資 料

1 業務件名

Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2021 広報関連業務委託

2 業務の実施方針

横浜アーツフェスティバル実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が主催する「Dance Dance Dance @ YOKOHAMA」は3年に一度、横浜で開催されるオールジャンルのダンスフェスティバルで、2021年夏頃に第4回目が開催される。

前回「Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2018」には、260のプログラムに、延べ529万人が参加した。港の幻想的な夜景を背景にした「横浜ベイサイドバレエ」をはじめ、世界のダンスの最前線に触れられる国際性豊かなプログラムを実施した。また劇場の外でも、市民参加の無料ステージ「横浜ダンスパラダイス」を市内各地のオープンスペースで毎週末開催したり、次世代育成事業として子供たちがプロダンサーからダンスを教わるワークショップなどを開催したりと、多くの人々にとって「ダンスとの新たな出会い」のきっかけとなるような、日本最大級のダンスフェスティバルとなった。

本業務では、横浜市民及び来街者を対象に、ダンスフェスティバル「Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2021」（【別紙1】「開催概要」参照）への認知・興味・関心を向上させ、来場者を増やすような、効果的な広報を実施する。

(1) 認知・興味・関心の向上

広くフェスティバルを広報することで認知・興味・関心の向上を図り、前回（2018年）以上のメディア露出件数、広告価値換算の獲得を目指す。

（参考：Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2018 メディア露出件数 4,006 件／広告価値換算額 33 億 7,000 万円）

(2) 来場者の動員

各種メディアへ取材・掲載を促すアプローチを行い、露出を獲得することで、フェスティバルへの来場を促す。

3 履行期間

令和3年4月1日（木）から令和3年12月27日（月）まで

4 履行場所

実行委員会が指定する場所

5 前提条件

広報業務のうち、実行委員会が担うものは次のとおり。

(1) 総合的な広報計画の立案

(2) フェスティバルディレクターとの連絡・調整

(3) 広報展開を行う素材（公演情報、出演者等素材、ビジュアルデザイン、ロゴ等）の制作、提供

- (4) 海外広報窓口及び海外広報計画の実施
- (5) 交通広告・屋外広告
- (6) 主要広報制作物（ポスター、チラシ等）の版下作成及び印刷
- (7) フェスティバルの主催者・共催者の保持媒体を使用した PR
- (8) 公式ウェブサイト・SNS の制作及び運営
- (9) 市政記者への記者発表
- (10) 記者会見の会場手配、会場費用及び付帯設備費用負担
- (11) フェスティバルに関するメディア露出の広告価値換算（クリッピング業務含む）

6 業務内容

(1) 計画

「2 業務の実施方針」に沿って、時期・ターゲットに応じた効果的・効率的なメディアアプローチの全体計画を作成する（【別紙2】「広報スケジュール及び委託範囲」参照）。

なお、フェスティバルの詳細については、提案資格確認結果の通知後、提案資格を満たす全ての事業者へ送付する「開催内容説明資料」を参照すること。

(2) 記者会見の実施・運営

記者会見の準備及び実施・運営を行う（【別紙3】「開催概要発表記者会見企画書」参照）。

【実施予定】

日時：令和3年4月27日（火）13時30分～14時30分（予定）

会場：「スパイラルホール」〒107-0062 東京都港区南青山5-6-23

内容：実行委員長挨拶、名誉委員長挨拶、協賛企業紹介、ディレクターによる事業紹介、出演者によるパフォーマンス、フォトセッション等

【会場備品】

長机 10 台（W1800×H700×D600）、長机 4 台（W1500×H700×D500）、

椅子 400 脚（W485×D500）、受付カウンター 6 台（W1400×H900×D500）

【実行委員会で用意（負担）するもの】

配布用の記者発表資料、司会者、バックパネル（W2980×H2250×D290）、会場使用料、照明・音響・舞台に係る技術スタッフ費用、追加の会場付帯設備費用

※会場の下見、調整、必要機材の確認は受託者が実行委員会と共に行うこと。

ア 案内状の発送

※メディア発送リストは、実行委員会の所有するメディアリスト（約 700 件）に別途協議の上、受託者の所有するメディアリストの一部を追加し、完成させる。

※案内状の発送方法は、別途協議の上決定する（原則 E メール、FAX、郵送など形式を問わない。）。

イ 出欠連絡・問合せ窓口業務

※案内状発送後のメディアへの取材誘致、出席リストの作成・管理を含む。

ウ 運営マニュアル・進行台本の作成

- エ 会場担当者と事前打合せを行い、必要な付帯設備について検討すること
※新型コロナウイルス感染症対策備品を含む。
- オ ステージの設置、および映像投影
※登壇・パフォーマンスが出来るステージを設置する。ステージ上には、映像投影（投影サイズ 150 インチ想定）とバックパネルを設置予定。映像投影に係る必要機材（プロジェクター、PC）を会場担当者に確認し、準備すること。会場付帯設備が利用できる場合、費用は実行委員会にて負担する。
- カ 運営・進行管理、受付、資料配布、誘導、楽屋ケータリング等の当日実施運営業務全般
- キ 撮影・映像配信（YouTube Live 等の利用を想定）
- ク 文房具、その他備品等、実施運営に必要と思われる備品の準備
- ケ 当日、スタッフはトランシーバーを用いてコミュニケーションを取ること
※実行委員会従事者用にも 8 台準備すること。

(3) 国内メディアへのアプローチ及び露出プロモーション

ア メディアへの取材誘致を行い、露出を図る。ダンス専門誌やカルチャー系 WEB サイトなどへのペイドパブは原則実行委員会が行うが、受託者でも、広告枠を買い取り、大型のメディア露出につなげるようなタイアップを提案内容に含めることができる。

特に記者会見実施直後（4 月末～5 月）及びフェスティバル開幕直前（8 月末）の露出を狙ってアプローチを行う。

WEB、SNS の利用に特化したデジタルプロモーション（SNS 広告・キャンペーン・インフルエンサー起用等）については別途業務委託を予定しているため、本提案内容には含めないこと。なお、デジタルプロモーションの実施内容等については受託者特定後に随時共有する。

<アプローチ先希望>

- ① 首都圏キー局を中心としたテレビ（特にエンタメ番組・情報番組・旅バラエティ系の特集）
- ② ライフスタイル雑誌
- ③ ダンス、芸術を専門とするメディア（ラジオ、雑誌等）

イ 記者発表内容やイベント情報等のニュース配信（記者発表は約 30 回程度を想定）

※記者発表資料は実行委員会にて作成する。

(4) 報告

ア メディア露出に関するアプローチ進捗状況、掲載状況および計画について、実行委員会との打合せを実施すること。打合せは Zoom 等の WEB 会議システムを用い、週または隔週に 1 回の定例を想定しているが、実施頻度やメールでの報告とするか否か等は別途協議の上進める。

イ 事業完了後に、実績（広告等は掲載の状況がわかる画像を含む）及び効果、分析、評価、その他実施業務に関する報告書を作成すること。

ウ その他トラブル等、実行委員会への報告が必要と思われる事案が発生した際には、速やかに連絡の上、経過・経緯・対応策等をまとめた報告書を提出すること。

※(1)～(4)のいずれも、新型コロナウイルス感染症の感染防止に十分に配慮するとともに、状況に応じて、実行委員会と協議の上、計画・実施方法を再検討するなど臨機応変に対応すること。

7 成果品について

(1) 提出物

- ア 実施計画書
- イ 完了報告書

(2) 提出場所

横浜アーツフェスティバル実行委員会（横浜市文化観光局文化プログラム推進課内）
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 30階
担当：津金澤・岩波・高橋
(電話 045-671-3503/FAX 045-663-1928/E-MAIL bk-dance@city.yokohama.jp)

8 留意事項

- (1) 本業務の実施に際しては、実行委員会と十分な協議を行いながら進めることとし、本業務説明資料に記載のない事項及び疑義のある場合は、別途協議の上決定するものとする。
- (2) 本業務の検討内容及び進行状況等について、実行委員会が報告等を求めた場合、特段の理由なくこれを拒んではならない。また、実行委員会が公表している又は実行委員会が認めた情報以外の情報を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることは認めない。また、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ実行委員会の承諾を得なければならない。
- (4) 本業務の実施のために創作した著作物に係る使用权及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう）は、写真・イラスト等を含め、全て実行委員会に帰属し、受託者はその成果を自ら利用し、又は第三者に帰属してはならない。また、実行委員会が二次利用を含めて、これを自由に使用できるものとする。これにより受託者に生じた、いかなる損害についても実行委員会は責任を負わないものとする。

9 その他

本フェスティバルは、令和3年度横浜市各会計予算が横浜市会において議決されることを停止条件とする事業のため、予算の議決がなされないときは、事業として成立しない。

また、令和3年度事業計画と予算案が横浜アーツフェスティバル実行委員会において承認されることも停止条件とする事業のため、承認がなされないときは、事業として成立しない。

【業務説明資料・別紙1】

Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2021 開催概要

横浜市は、「文化芸術創造都市」として、現代アートの国際展「横浜トリエンナーレ」、ダンスフェスティバル「Dance Dance Dance @ YOKOHAMA」、音楽フェスティバル「横浜音祭り」といった横浜らしい特色のある芸術フェスティバルを毎年順番に開催し、街に賑わいを創出している。

令和3年度は、4回目となるダンスフェスティバル「Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2021（仮称）※」を開催予定である。

※令和3年度予算が横浜市の会において議決された後、フェスティバル名が確定する。提案にあたっては、「Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2021」を使用すること。

本ダンスフェスティバルの開催概要は以下のとおり。

(1) 名 称

Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2021

（読み方：ダンスダンスダンスアットヨコハマ ニーマルニーイチ）

(2) 実施期間（予定）※

コア期間：令和3年8月28日（土）から10月17日（日）

プレ期間：令和3年5月1日（土）から8月27日（金）

ポスト期間：令和3年10月18日（月）から11月30日（火）

※4月下旬情報解禁（予定）。

(3) 会 場

横浜市内全域

(4) ジャンル

バレエ、コンテンポラリー、ストリート、ソシアル、チア、日本舞踊、フラ・ポリネシアン、盆踊りなどオールジャンル

(5) 主な特徴

ア. 舞台は横浜の「街」そのもの。街じゅうがダンス空間

横浜の景観を生かした、横浜ならではのプログラムをラインナップ。劇場内での公演だけでなく、美しい港を背景とした野外舞台や、商業施設・駅前広場などのオープンスペースで、多彩なプログラムを展開します。

イ. あらゆる人にダンスの楽しさを。クリエイティブ・インクルージョン

ダンスのジャンルはもちろん、国籍、ジェンダー、世代や障害の有無を超えて、さまざまな方が参加でき、楽しめるフェスティバルを展開します。

ウ. ダンスとの出会いが子供たちを待っている。クリエイティブ・チルドレン

学校へ出張授業や、普段なかなか接する機会のないプロアーティストに直接技術を学ぶワークショップなどを実施し、横浜の未来を担う子どもたちの豊かな創造性や感受性を育みます。

エ. 横浜“発”、世界へ。国際発信

トップアーティストによる新たなチャレンジや、ダンスのジャンルを超えたクリエーション、“和”を感じられるプログラムなど、創造的なコンテンツを横浜から海外へオンラインで発信します。

※参考1：開幕前の各種スケジュール（予定）について

令和3年4月27日（火） 開催概要発表記者会見

5月17日（月） チケット市民先行発売開始

6月28日（月） チケット一般発売開始

※参考2：Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2018 実績

開催期間 2018年8月4日（土）～9月30日（日）<58日間>

会場 横浜市内全域

プログラム数 260プログラム（うち主催72、共催72、パートナー144）

総来場者数 約529万人

URL <https://dance-yokohama.jp/>

事業報告書 <https://dance-yokohama.jp/bookdata/html5.html#page=1>

Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2021 広報スケジュール及び委託範囲

※期間・内容については目安のため、提案内容により変更の可能性あり

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
		☆4/27 開催概要発表記者会見	☆5/17 市民先行チケット発売	☆6/28 一般チケット発売	☆7/17 「横浜ダンスパラダイス」開始	8/28 開幕---	-----	-----10/17 閉幕
			券売	券売	券売・参加促進	券売・開幕の盛り上げ ・参加促進	券売・参加促進	参加促進 ・フィナーレの盛り上げ
記者会見	実行委員会	・案内状発送（関係者） ・メディア誘致 ・会場確保 ・記者発表資料作成						
	受託者	・案内状発送（メディア） ・メディア誘致 ・会場調整 ・出欠・問合せ窓口 ・記者会見運営・進行全般						
広報物	実行委員会		・公式リーフレット配布開始 ・各公演チラシ配布開始	・ポスター掲出開始		・公式ガイドブック配布開始		
グッズ	実行委員会	・PR ビニール袋配布開始 ・PR クリアファイル配布開始			・PR うちわ配布開始			
広告	実行委員会			・専門媒体（雑誌・WEB）広告	・屋外広告（みなとみらい地区） ・専門媒体（雑誌・WEB）広告	・交通広告（市内） ・屋外広告（みなとみらい地区） ・専門媒体（雑誌・WEB）広告	・交通広告（市内） ・屋外広告（みなとみらい地区） ・専門媒体（雑誌・WEB）広告	・交通広告（市内） ・屋外広告（みなとみらい地区） ・専門媒体（雑誌・WEB）広告
	受託者			ペイドパブ（提案内容による）				
S N S W E B ・	実行委員会	・公式WEB、SNS 本格運用	・SNS 広告・リスティング広告	・SNS 広告・リスティング広告	・SNS 広告・リスティング広告	・SNS 広告・リスティング広告	・SNS 広告・リスティング広告	・SNS 広告・リスティング広告
その他全般	受託者	・パブリシティ計画の立案		★メディア露出一つ目の山		★メディア露出二つ目の山 （露出の最大化）		
		メディアアプローチ	メディアアプローチ	メディアアプローチ	メディアアプローチ	メディアアプローチ	メディアアプローチ	メディアアプローチ
		パブリシティ活動（ニュース配信等）						

【業務説明資料・別紙3】

Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2021 開催概要発表記者会見 企画書

◆開催概要発表記者会見（午前中に市長定例会見実施）

日 程：令和3年4月27日（火）

時 間：13：30～14：30（13：00 開場予定）

会 場：スパイラルホール（東京都港区南青山 5-6-23）

想定来場者数：200名

実施方式：リアル会見+オンライン同時配信（YouTube Live など）

内 容：

- (1) 実行委員長挨拶【登壇】
- (2) 名誉委員長（横浜市長）挨拶【登壇】
- (3) 協賛企業紹介【登壇またはスライド紹介】
- (4) ディレクター（小林十市氏）による事業紹介【登壇または映像配信】
- (5) 出演者によるパフォーマンス
- (6) 主要事業出演者紹介【登壇】・ビデオメッセージ
- (7) フォトセッション

登壇者：実行委員長、名誉委員長、（協賛企業）、（ディレクター）、出演者

配付物：

- (1) 記者発表資料
- (2) ノベルティグッズ（ビニール袋／クリアファイル）



<参考：Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2018

開催概要発表記者会見の様子>

フォトセッション



<参考：Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2018

開催概要発表記者会見の様子>

東京ゲゲゲイによるパフォーマンス